

○財務省告示第二十六号

經濟上の連携に関する日本国と歐州連合との間の協定が効力を生ずることに伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号の規定に基づき、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成三十年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（平成三十年五月財務省告示第四十四号）の一部を次のように改正し、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十一年一月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成三十年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（平成三十年五月財務省告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後

改 正 前

		2	「略」
	一 生鮮等牛肉 十六万二千四百二十一トン		
	二 冷凍牛肉 十万八千六百三十三トン		

		2	「同上」
	一 生鮮等牛肉 十六万二千五百二十一トン		
	二 冷凍牛肉 十万九千六百七十九トン		

備考 表中の「」の記載は注記である。